

淡路広域水道企業団入札監視委員会議事概要書

会 議 名		令和４年度 第１回 淡路広域水道企業団入札監視委員会	
開 催 日 時		令和４年 ７月 15 日（金） 午後２時～午後４時	
開 催 場 所		洲本市文化体育館 １Ａ会議室	
出席者	委 員	横田直和 委員長（関西大学法学部・教授） 片岡昌樹 委員（弁護士） 潮崎征功 委員（公認会計士）	
	企業団職員	山下副企業長、谷口事務局長、東根総務課長、小畑工務課長、 坂東洲本市サービスセンター長、上田南あわじ市サービスセンター長、 高峰淡路市サービスセンター長、中來田管財担当係長、山形主任	
関係職員		－	
審議対象期間		令和３年１０月１日から令和４年３月３１日まで	
議 事 概 要		1 開会あいさつ（副企業長） 2 委嘱状の交付 3 委員ならびに企業団職員の紹介 4 議題 （１）委員長の選出 （２）委員長代理の指名 （３）報告事項 入札及び契約手続の運用状況（令和３年度下半期分）について → 事務局より、審議対象期間の運用状況について説明 （４）審議事項 抽出事案の審議 → 抽出委員が事前に抽出した８案件について、審議を実施 （５）次回抽出委員の選出 5 その他 6 閉会あいさつ（委員長）	
抽 出 件 数		総件数 8 件	（備考）
制限付き一般競争入札		3 件	
指 名 競 争 入 札		3 件	
随 意 契 約		2 件	
委員からの意見・質問 それらに対する回答等		意見・質問	回答
		1 運用状況報告	
		・ 指名停止について、情報の把握方法はどうしているのか。 ・ 入札不落となった倉庫建築工事については、どうなっているのか。 ・ １者応札による入札不調は、一般的ではないと考えるが、改善されたのか。	・ 兵庫県の指名停止情報等を確認して、当企業団の名簿登載業者であり、指名停止基準に抵触するものであれば、指名停止としている。 ・ 予定価格超過のため、不落となっているので、今年度精査して慎重に設計している段階である。 ・ 電子入札については、指名入札においても１者入札も有効の取扱いとした。直接入札の場合は、その場に競争相手がいなければ競争性が働かない可能性があるため、不調としている。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	・ 直接入札は結構あるのか。	・ 役務の提供、物品購入等については、直接入札としている。島内業者対象の工事、コンサル関係の委託業務については、電子入札としている。順次、対象案件を拡大していく予定で、電子入札に移行していけば、1者不調は少なくなっていく。
	2 抽出事案の審議	
	【抽出事案①】淡路大加圧所受水槽塗装工事	(抽出事案説明書)
	・ 初回の応札状況を見ると、業務内容が入札参加者に十分に理解されていなかったのではないかとと思われるが、この点につきどのように考えているか。また、見積額の妥当性についてはどうか。 ・ 最低制限価格が予定価格の約 89%で設定しているのは、高いように思うがどうか。 ・ 再入札の連絡の際は、第1回の入札結果（最低応札価格）も伝えるのが一般的と理解しているが、どのような連絡を行ったか。 ・ 落札率が 100%に近いが、特別な事情が何かあるのか。 ・ 見積を取った業者のうち、高い金額の業者があるが、予定価格を算定する時にどのように扱っているのか。 ・ 異常値の判断は、担当者によって異なるのか。	・ 当案件については、アスベストの除去作業が発生する工事であり、アスベストの除去については大気汚染防止法改正（令和2年6月5日公布）により、規制対象が拡大されて間もないことから、その除去について実績が少なく見積額が業者により大きく変動するため、入札額の乖離が大きくなったと考えている。予定価格を算出する際は、4者から見積を徴取し比較を行った上で設計しているので、妥当であると考えている。 ・ 中央公共工事契約制度運用連絡協議会の最低制限価格算出方式、いわゆる中央公契連モデルを採用している。本算出方式は、各自治体が運用方式を決定する際の標準的基準とされているもので、当企業団の最低制限価格の設定については、妥当なものであると考えている。 ・ 当案件については、電子入札により執行しており、予定価格超過業者のみに最低応札価格をシステムにより通知している。 ・ 2回の入札の結果、落札業者が決定できずに入札打ち切りとなり、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、見積書の提出によって随意契約となったために予定価格に近い契約額となった。 ・ 項目毎に異常値を判断し、残ったところで平均を取っている。 ・ 兵庫県が利用している異常値の考え方と同様にルールを設けて判断している。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	・ 質問があった場合、全業者に回答しているのか。 ・ 1 回目の入札の最低応札額と落札額とは、大きな差があり、機会損失とも考えられる。かなりのマンパワーと調査コストを要することではあるが、低入札価格調査制度を導入する検討はしているのか。	・ 参加申込をしている全業者に回答している。 ・ 以前から検討しており、他の自治体にも状況をお聞かせいただいたりしているが、品質の担保の点など導入可否を判断することが難しい。今後も他の自治体の知恵をいただいて検討していく。
	【抽出事案②】津井配水管更新工事（ 抽出事案説明書 ）	
	・ 応札価格が最低制限価格よりやや高い水準に集中しているが、水道管更新工事は発注件数が多い一般的なものであるからか。 ・ 工事目的に「今後の水道管の管理が困難となるため」とあるが、今回の工事以降の水道管の管理はどうなるのか。	・ 本件の積算は、土木工事標準基準書等により歩掛が公表されており、当企業団が採用する資材単価についても、情報公開請求による開示対象となっているので、労務や資材単価の算出は難しいものではなく、近似した価格帯での応札も見込まれる案件と考えている。 ・ 本路線が埋設されている道路は、元々は市道であったが、別の道路への付け替え工事により、道路法の適用のない法定外公共物である里道への扱いと変更され、道路の適正な管理が行われていない。現在の水道管を廃止し、付け替え工事の行った南あわじ市道側に変更することにより、水道管の適正な管理が行えることとなる。
	【抽出事案③】長見山浄水場電気設備改修工事（ 抽出事案説明書 ）	
	・ この案件については、10 者応札で、9 者が最低制限価格未満で失格となっているが、最低制限価格が高すぎるのではないのか。今後の改善、対応についてどうか。	・ 前回も全者失格により、入札不落となっており、今回の入札においても、10 者中 9 者が最低制限価格未満により失格となっている。最低制限価格については、中央公契連モデルを採用した算出方法を用いており、妥当なものであると考える。 失格業者が多数となった要因については、「諸経費率」の積算能力によるものや、応札意欲が強くなりすぎたため最低制限価格を下回った業者が多数あると思われる。 しかしながら、電気機械設備機器の価格設定にあたっては、3 者から 4 者の参考見積を基に設定しているが、実勢価格との乖離が生じている可能性があるものと考ええる。今後、予定価格をより実勢価格に近いものとするため、見積徴取する業者数を増やして、実勢価格を見極める必要があると考える。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問 それらに対する回答等	【抽出事案④】淡路市内井戸調査工事（抽出事案説明書） 「業者の受注実績もなく、施工能力を含めた総合的な判断が困難で、履行可能な業者が不明であること」を理由として指名競争入札とすることは妥当か。発注者が各業者の履行能力を把握できない場合は、発注業務の詳細を示して、履行できると考える業者に応札を求める形の一般競争入札が適当ではないか。 - 全者指名の場合、各指名業者にその旨の説明をするのか。 - 井戸調査のどのようなところが特殊なのか。 - 応札9者中5者失格の理由は何か。 - 参考見積を取って、計算式に当てはめていくということだが、実勢価格に近付ける方法として、その計算式を変更することは可能なのか。それとも別のやり方で実勢価格に近付けていくのか。 - 異常値を外すということであるが、全見積業者のうち、特定数の見積を採用することか。	- 指名競争入札及び制限付き一般競争入札に付するものの区分等については、契約予定金額を基準としており、制限付き一般競争入札実施要綱第3条において定められている。当案件については、契約予定金額が制限付き一般競争入札に付することができる金額に達していないため、指名競争入札となる。 また、入札参加者名簿の発注希望業種に「さく井工事」登録がある建設業許可業者を指名しているので、基本的には履行できると判断し、その中で履行可能な業者を見極めるため全業者を指名することとした。 - 各指名業者には、何者指名しているか等の説明は、談合等の発生を防止するために行っていない。 - 本工事は、既存の深井戸水源に、水中カメラを挿入し井戸内部の現状を調査する工事であり、当企業団としては、発注実績がなく初めての試みとなることから、特殊な工事と表現した。 - 最低制限価格を下回ったため、失格となった。予定価格の設定にあたっては、複数者からの参考見積を基に設定しているが、実勢価格との乖離が生じているものとする。今後、予定価格をより実勢価格に近いものとするため、見積徴取する業者数を増やして、実勢価格を見極める必要があると考える。 - 根拠のない歩切になってしまうことから、計算式を変更することはできないため、より多く見積を徴取する等して設計することになる。 - 特定数を採用するのではなく、異常値と判断されたものだけを除くというやり方である。

委員からの意見・質問 それらに対する回答等	意見・質問	回答
	【抽出事案⑤】水質検査業務委託（ 抽出事案説明書 ）	
	落札率が約76%と低いことを、どのように評価しているのか。	水質検査業務というのは、厚生労働省に登録を受けた団体が実施し、下請けを使うことがないので、ダンピングは考えられないため、最低制限価格は設けていない。同案件の過去3年間の平均落札率は78.62%であり、特別低いものではなく、応札意欲によるものと推測する。
	【抽出事案⑥】水道用薬品購入 ※粉末活性炭（ 抽出事案説明書 ）	
	- 昨年度の同案件で、辞退者が多数発生したとのことであり、今回の入札においても相当数の辞退者が発生しているように見受けられるが、辞退者を減らす方策を検討しているのか。 - 活性炭であれば、どこのメーカーでもどこの製品でも同じか。	- 今年度については、応札率を上げるべく過去に納入実績のある業者を加えた結果、11者中5者の応札となった。依然として、約半数の業者が辞退となっているが、競争性は担保されており、業者選定等については妥当であると考えている。 - 性能が同じであれば、問題ない。
	【抽出事案⑦】淡路広域水道お客さまセンター業務委託（ 抽出事案説明書 ）	
	- プロポーザルの提案募集に応募してきた者は、1者のみという理解でよいのか。 - 従前お客さまセンター業務はどのように処理していたのか。 - 本件は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」（地方公営企業法施行令21条の14第2項）に基づき随意契約とされたようだが、具体的にどのような点が競争入札に適しないと判断したのか。	- 参加申込は、1者のみであった。 - 今回同様公募型プロポーザル選定を実施し、フジ地中情報・淡路広域管工事業協同組合JVと契約した。 - 業務等の発注に係る仕様を定めることが困難である等、標準的な競争入札の実施の手続きが確立されていない業務であり、公募型のプロポーザル方式とすることにより、金額のみでなく業務に対する意欲や資質、並びに業務提案等が優れた者を選定・審査し、随意契約とした。
	【抽出事案⑧】楠本・河内浄水場オゾン設備更新工事（ 抽出事案説明書 ）	
	- 落札率が約70%となっており、予定価格と契約額に乖離が見られる。本件は、契約者にしか対応できない特殊な工事であり、工事費用についてはある程度の見当がつくように思えるが、乖離が生じたのはなぜか。 - 予定価格は事後に公表しているか。 - この機械装置は、請負業者の独自技術で、代替の可能性はないのか。	- 本工事の設計額については、材料費・労務費は見積額を採用しており、諸経費の計算は厚生労働省の歩掛に準じて算出しており、諸経費の部分で乖離が生じたものと推測される。 - 随意契約なので、公表していない。 - 機械を全て新品に取り替える場合は、他社も可能であるが、一部の消耗品や部品を更新する場合は、1者に限られる。
	委員会による意見具申又は勧告の内容	
	特に無し	